

## 高岡市議会オンラインによる方法で行う委員会開催要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市議会委員会条例（平成17年高岡市条例第237号。以下「条例」という。）第14条の2第4項の規定に基づき、同条第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の開催手続その他オンライン委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象会議)

第2条 オンライン委員会として開くことができる委員会は、次のとおりとする。

- (1) 常任委員会
- (2) 議会運営委員会
- (3) 特別委員会
- (4) 決算特別委員会
- (5) 高岡市議会会議規則（平成17年高岡市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第159条別表に規定する協議等の場

### (開催手続)

第3条 委員長は、オンライン委員会を開催するに当たっては、副委員長と協議の上、決定するものとする。

- 2 委員長は、オンライン委員会の開催を決定した場合は、その旨をあらかじめ議長に連絡した上で、当該委員会の委員に対し連絡するものとする。
- 3 前項の規定による連絡を受け、オンラインによる方法で委員会に出席を希望する委員は、当該委員会の開催日の前日（その日が高岡市の休日を定める条例（平成17年高岡市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「市の休日」という。）である場合には、その前の市の休日でない日。以下同じ。）の正午までに、その理由を付けて、高岡市議会オンラインによる方法で行う委員会出席届出書（様式第1号）により、委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情があると委員長が認めたときは、当該委員会の開催日の前日の正午を過ぎても、この項本文の規定による届出をすることができる。
- 4 委員長は、委員からの前項の規定による届出の理由等が、オンラインによる方法での委員会への出席の目的にそぐわないと認めるときは、副委員長と協議の上、届出を受理しないことができる。

### (本人確認等)

第4条 委員長は、委員会の開会前及び再開前（直前の休憩が短時間である場合の再開前を除く。）に、映像及び音声により、オンラインによる方法で委員会に出席する

委員（以下「オンライン出席委員」という。）の本人確認を行うものとし、本人であることが確認できた委員は、委員会に出席したものとみなす。

### **（オンライン出席委員の責務）**

第5条 オンライン出席委員は、委員会の開会場所にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、委員会開会中及び短時間の休憩の際は常に映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) オンライン委員会に出席する場所は、原則として、当該委員の自宅又は事務所等とすること。
  - (2) オンライン出席委員の発言等は、会議規則第107条から第109条の発言の規定を準用するものであること。
  - (3) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
  - (4) オンライン委員会に出席する場所に他の者を入れないこと。
  - (5) 委員会に関係のない映像及び音声が入り込まないようにすること。
- 2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、事務局との間で映像及び音声支障なく送受信できることを確認するものとする。
- 3 オンライン出席委員は、委員会を退席するとき及び委員会の休憩（短時間の休憩を除く。）のときは、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じなければならない。

### **（表決の方法等）**

第6条 オンライン委員会における表決は、委員会の開会場所に参集した委員及びオンライン出席委員で同時に行うものとする。

- 2 オンライン出席委員は、挙手による表決を行う場合は、賛成の意思が明確に判別できるよう、指先を上にした手のひら全体が映像に映るように挙手をするものとする。
- 3 委員長は、通信障害等により、オンライン出席委員の表決が映像により確認できない場合であって、通信の状況等を確認してもなおオンライン出席委員の表決が確認できないときは、当該委員は表決を棄権したものとみなすことができる。

### **（通信障害等が発生した場合の取扱い）**

第7条 前条第3項に定めるもののほか、委員長は、通信障害等によりオンライン出席委員の状態が映像により確認できない場合であって、通信の状況等を確認してもなお当該オンライン出席委員の状態が確認できないときは、当該委員を退席したものとみなすことができる。

### **(除斥の取扱い)**

第8条 委員長は、条例第17条第1項の規定により除斥の対象となる者が、オンラインによる方法で委員会に参加している場合は、その議事の際、当該オンライン出席委員の映像及び音声の送受信を停止するものとする。ただし、オンライン出席委員が同項ただし書の規定による発言を同条第2項の規定によりオンラインによる方法でするときは、この限りでない。

### **(委員会記録)**

第9条 オンライン委員会の記録には、オンライン出席委員がオンラインによる方法で委員会に参加している旨を記載するものとする。

### **(補則)**

第10条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、適宜協議の上、決定するものとする。

様式第1号（第3条関係）

高岡市議会オンラインによる方法で行う委員会出席届出書

年 月 日

委員長 様

委員会委員  
氏 名

高岡市議会オンラインによる方法で行う委員会開催要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり、オンラインによる方法での委員会への出席を届出ます。

記

- 1 委員会開催日時 年 月 日（ ）午（前・後） 時 分
- 2 オンラインによる出席を希望する理由
- 3 メールアドレス（オンライン委員会アドレス送付先）
- 4 委員会開催時連絡先（電話番号）
- 5 出席場所（該当するものに○を付してください）  
自宅 ・ 事務所 ・ その他（ ）

※本届出書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会出席の目的以外には使用いたしません。